

令和2年度

千曲市定期監査報告書

令和3年2月25日

千曲市監査委員

令和2年度 千曲市定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の実施

令和2年4月1日から令和2年10月31日までの一般会計、特別会計、公営企業会計、千曲市の行政委員会を含む全部局（以下、「全部局」という。）に対し、地方自治法第199条第1項（財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理）及び地方自治法第199条第2項（事務の執行）の規定による監査を実施した。

2 監査の対象

- (1) 全部局から抽出した部課等の出勤簿、休暇欠勤整理簿、旅行命令簿、超過勤務命令簿、特殊勤務整理簿及び週休日等の振替整理簿（以下、「帳簿」という。）の事務の処理
- (2) 施政方針に基づく事業進捗状況、新規事業進捗状況、その他主要事業進捗状況、事務減量化への取り組み状況、リスク分析の状況、審議会等の活動状況、土地・建物借り上げ料

3 監査の実施日

令和3年1月8日から令和3年1月25日まで

4 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、上記2の(2)に掲げる事項等について、提出資料等に基づき、関係職員から説明を聴取する方法で、監査を実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、一般会計、特別会計及び公営企業会計の財務に関する事務及び経営に係る事業は、関係法令、千曲市財務規則等に準拠し、概ね適正に執行又は管理されているものと認められた。

抽出により事前に提出を求め監査を行った出勤簿等の記帳並びに整理状況については、一部に未記入、押印漏れ等の不備が散見し、是正を求めた。

第3 監査委員の意見

1. 審議会等の設置・運営状況について

(1) 審議会等の法令上の設置根拠及び報酬等について

地方自治法では、行政執行に伴い必要な審査、審議、又は調査等を行うものは、原則として執行機関の附属機関として条例で定めなければならないとされています。

一方、要綱等で設置されている委員会、協議会等については、「逐条地方自治法」では、「附属機関」とは区別して、行政運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求める等の場として設けられるもので、自治法 138 条の 4 第 3 項に違反するものではないとみられる、との解釈がなされているところではあります。

ただし、条例で定める附属機関の委員と要綱等で定める協議会等の委員では、次のとおりその身分、報酬の支給、公務災害の取扱いについて相違があるので注意が必要です。

(参考)

・ 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

・ 第 202 条の 3 第 2 項

附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

・ 第 203 条の 2 第 1 項

普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員に対し、報酬を支給しなければならない

・ 第 203 条の 2 第 5 項

報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

	法律又は条例で設置された 附属機関の委員	要綱等で設置されている附属機関 に準じる委員会、協議会等の委員
身分	非常勤の特別職 (自治法第 202 条の 3 第 2 項)	非常勤の特別職とはならない
役務の提供に 対する対価	報酬 (自治法第 203 条の 2 第 1 項及び 千曲市特別職の給与に関する条 例)	<u>報酬 (1 節) から支払うこと はできず、役務の提供に対す る謝礼として報償費 (8 節) から支払うのが適当</u>
公務災害補償 (用務地へ赴 く際の交通事 故など)	対象となる (千曲市議会の議員その他非常勤 の職員の公務災害補償等に関する 条例)	対象とならない

以上のことから、市の施策において諮問・答申、調査等を行う審議会等については、安易に要綱等により設置するのではなく、議会の議決を得た条例により設置するのが適当と考えます。

また、要綱等において設置した委員会等の委員にその役務の対価として報酬 (1 節) から支出しているものが一部見受けられますが、上記のとおり報償費 (8 節) からの支出が適当と思われまますのでその是正を求めます。

(2) 審議会等への女性参画率の向上及び委員構成の見直しについて

市の審議会等の設置に関する基本指針では、「男女共同参画社会の形成を目指し、委員の 40%以上を目標に女性委員を登用すること」とされていますが、現状では女性の公職参画状況が令和 2 年 4 月 1 日現在で 27.6%にとどまっています。

これは審議会等の委員構成において、区長会の代表者、商工団体の代

表者、各種団体の代表者などの充て職が多いことが要因と思われます。

区・自治会長等の負担軽減の観点からも、委員構成の見直し（特に充て職とされているもの）を行い、女性の公職参加の向上を図られたい。

また、区・自治会長等の充て職委員では1年で交代する委員もいることから、審議事項の理解を深め、十分な審議を尽くすという観点からも委員構成の見直しが必要と考えます。

2. 事務の減量化への取り組みについて

事務の減量化への取り組み状況についてヒアリングした結果、各部署とも創意工夫しながら事務の廃止、改善、民間委託等できるところから取り組んでいることがうかがわれました。新型コロナ対策等で事務の増加が予想される中、引き続き事務の減量化へ向けて庁内全体での取り組みについて推進されたい。

3. リスク分析状況について

- (1) 窓口や電話における市民からの質問は多岐にわたる。その業務を熟知している職員が不在の場合は、適切な回答ができずに市民に不利益な結果をもたらす可能性があります。その場合は担当職員が帰庁した後や、調査等したうえで、折り返しの電話等で、正確な情報を質問者に伝えるよう徹底願います。
- (2) 各課で収受した小口現金を取り扱う場合は、紛失、釣銭の間違い等のないよう、現金管理を徹底していただきたい。
- (3) 各課で取り扱う郵送物は、個人情報に記載した書類が多いが、これらの郵便物の受け配は、一括して4階奥の印刷室で集められている。印刷室は全職員が入ることができ、外郭団体の者も入室できる状況にあるため、文書の紛失、個人情報漏洩の防止のため、監視カメラの設置など何らかの対策を施す必要があると思われます。
- (4) 各課で、各種通知を発送する際は、宛先と封入されている書類の対象者とを入れ間違えるという、封入ミスが発生しうる。個人情報の漏洩という重大な事故になってしまわないように日頃から対策を徹底するようにしていただきたい。